**令和７年度若手医師確保に係る企画・運営業務**

**企画提案公募　仕様書**

**１．事業名**

令和７年度若手医師確保に係る企画・運営業務

**２．目的**

　　大阪府では、府内の医師偏在（地域偏在や診療科偏在）の解消や、将来の医療需要の増加に対応するため、「大阪府医師確保計画（第８次前期）」に基づき、地域において必要となる医師確保の取組みを進めているところです。

本事業では、民間企業のノウハウを活かした広報活動の展開やイベント開催などにより、医学生や若手医師の地域医療への理解や関心を深め、将来、当該地域に所在する救急、周産期、小児科の拠点病院等で勤務を志す医学生の増加や、府内の臨床研修医をはじめとする若手医師の増加を目指すとともに、本府地域医療支援センター事業を、効率的かつ効果的な手法により、多くの医学生及び医師に広報することで事業の利用促進を図ることを目的に実施するものです。

**３．契約期間**契約日～令和８年３月３１日

**４．委託上限額**14,784千円（税込）

**５．業務内容**

①　医師不足地域に所在する拠点病院（産科・小児科・救急科）の見学会の企画・運営

　　② ①以外の手法による医師不足地域に所在する拠点病院や地域のＰＲ企画等

　③ 地域医療に従事する若手医師のロールモデル集のPR企画等

　　④ 初期臨床研修における広域連携型プログラムのＰＲ企画等

　　⑤ 府地域医療支援センター事業の情報発信

　　⑥　上記①～⑤のほか、医学生や若手医師が、府内医師不足地域の医療機関や医師不足の診療科へ

の理解や関心を深める体験や、知識を得ることが期待される事業の企画・運営

**6．受託者の役割**

（１）事業の企画

本事業の目的を達成し、また、本事業を円滑かつ適切に実施すべく事業全体を企画すること。

（２）事業目的達成に向けた進捗管理と運営

本事業を円滑かつ適切に実施するための検討を行い、計画の進捗管理及び事業の運営を行うこと。

（３）事業に必要な体制、資器材、会場等の手配と確保

本事業に必要な人員、資器材、会場等の手配と確保を行うこと。

（４）事業にかかる全体調整と諸手続き

本事業の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き等を行うこと。

（ア）本事業に必要な調整

調整事項が生じた場合は、大阪府関係各部局をはじめとする関係行政機関、関係団体や関係者等と調整を行うこと。

（イ）各種手続き

本事業実施に必要な資格・認証・許可等の取得申請等の各種手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。また、府が事業実施に係る申請や届け出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

（ウ）委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに事業計画書（業務スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。また、別途、募集事項ごとに詳細な事業計画書（業務スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。

　　　※作成にあたっては、府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

（エ）打合せの実施

府と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、府に提出すること。

**７．企画提案を求める内容**

　　　医学生や若手医師が、府内医師不足地域の医療機関や医師不足の診療科（産科・小児科・救急

科）への理解や関心を深める体験や、知識を得ることができる企画・運営の提案を求める。

また、府内の臨床研修医（広域連携型プログラム希望者）をはじめとする若手医師の増加に関

する企画・運営、本府地域医療支援センター事業の利用促進に資する企画・運営について提案を求める。

なお、提案にあたっては独自のノウハウや実績を踏まえた提案を求めるとともに、医学生が病院や診療科選択にあたり、どういった点を重視するかなど、医学生の興味や価値観、キャリア志向を十分に踏まえた提案を求める。

（１）提案募集項目

　　①　医師不足地域に所在する拠点病院（産科・小児科・救急科）の見学会の企画・運営

　　② ①以外の手法による医師不足地域に所在する拠点病院や地域のＰＲ企画等

　③ 地域医療に従事する若手医師のロールモデル集のPR企画等

　　④ 初期臨床研修における広域連携型プログラムのＰＲ企画等

　　⑤ 府地域医療支援センター事業の情報発信

⑥ 上記①～⑤のほか、医学生や若手医師が、府内医師不足地域の医療機関や医師不足の診療科への理解や関心を深める体験や、知識を得ることが期待される事業の企画・運営（自由提案）

（２）提案募集項目（詳細）

①病院見学会（実地開催）の企画・運営

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | |
| 見学会の内容 | ・医学生が医師不足地域の医療環境やリアルな医療現場を見学することによ  り、理解や関心を深め、興味を持つプログラムであること。  ・府内医師不足地域の特性（居住環境、自然環境、食、歴史や文化など）を体感できる内容であること。  ・２病院以上を対象とした見学会の提案であること。  （例）バスツアー（見学会＋座談会など） |
| 見学会の  広報内容 | ・目標参加者数を達成できるよう、効果的な広報を実施すること。  （例）・医学部設置大学及び医学生に対する直接的な広報の実施  ・特集ページを作成のうえ、民間事業者のサイト等を活用した  広報の実施　など |
| 目標値 | 参加者数10人以上（1回あたり） |
| 事業評価指標 | ・累計参加者数、アンケート結果等 |
| 留意事項 | ・参加料は無料とすること。  ・見学会は２回以上開催すること。  ・実施計画（スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。  ・病院見学会実施に必要となる諸調整を行い、運営に関する計画等を作成すること。（運営体制計画、進行台本、会場設営計画、警備等計画等の内容を盛り込むこと）また、作成にあたっては、府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。  ・病院見学等の様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、府が府民等に施策の情報を発信する際に使用することなどが想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。提供方法は、電子データにより納品することとし、業務終了後すみやかに提出すること。  ・参加者等に効果測定が可視化できるアンケートを実施し、結果のとりまとめ及び分析をすること。また、アンケートの実施に当たっては、事前に府と調整すること。  ・対象病院との調整（日程、当日の内容等）、募集、当日の運営等、病院見学会  に関する業務、費用は、受託者において実施・負担すること。  ・この事業を遂行するにあたり必要となる保険に加入すること。  ＜例＞施設賠償責任保険、行事参加者傷害保険、傷害総合保険、施設入場者傷  害保険等  ・対象機関の選定に当たって、受託者は府が候補として挙げた医療機関の中から公平性を担保した方法で選ぶこととし、府と協議のうえ、決定すること。 |

② ①以外の手法による医師不足地域に所在する拠点病院や地域のＰＲ企画等

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | |
| ＰＲ企画の内容 | ・医学生や臨床研修医が自身の将来のキャリアを考えるきっかけとなりうる  よう、府内でモデルとなる医療機関を選定し、PRの企画・運営を行うこと。  ・府内医師不足地域に所在する救命救急センター、周産期母子医療センター、  小児地域医療センター（各1病院以上）を対象に企画すること。  （例）・病院取材等により情報を収集し、特集ページを作成のうえ、民間事業  者のサイト等を活用し広報を実施  ・動画撮影等によるバーチャル見学会の企画・運営  ・働き方改革を積極的に進めている医療機関の取組み  ・住環境や子育てを取り巻く環境、アクティビティ、地域行事等、地域の魅  力発信　など |
| 目標値 | 事業者提示数 |
| 事業評価指標 | ・閲覧数  ・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |
| 留意事項 | ・実施計画（スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。  ・広報中は概ね1か月毎に広告に係る進捗状況（閲覧数等）を報告すること。  なお、閲覧者の属性（年齢、地域、地域別、時間帯等）の分析数値等を報告すること。  ※実績や分析状況の報告書の作成にあたっては、発注者と協議し、協議した内容も併せて報告すること。  ・報告書に基づき、表示数が提案した目標を下回る場合は、受注者の責任にお  いて、期間の延長及び他のコンテンツの活用など表示数が目標回数を上回る方  策を実施すること。  ・新たに制作した動画または静止画は、編集等の権利も含め府に帰属するものとする。  ・対象機関の選定に当たって、受託者は府が候補として挙げた医療機関の中から公平性を担保した方法で選ぶこととし、府と協議のうえ、決定すること。  ・目標値については、事業者決定後、事業者と府で定める。 |

③地域医療に従事する若手医師のロールモデル集のPR企画等

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | |
| 企画の内容 | ・医学生や臨床研修医が自身の将来のキャリアを考えるきっかけとなりうる  若手医師を選定し、ロールモデル集のPR企画・運営を行うこと。  ・小児、周産期、救急医療に従事する医師（各２名以上）のロールモデルを作  成すること。  （例）医師不足地域の周産期母子医療センターに勤務する子育て中の医師など |
| 目標値 | 事業者提示数 |
| 事業評価指標 | ・閲覧数  ・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |
| 留意事項 | ・実施計画（スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。  ・広報中は概ね1か月毎に広告に係る進捗状況（閲覧数等）を報告すること。  なお、閲覧者の属性（年齢、地域、地域別、時間帯等）の分析数値等を報告すること。  ※実績や分析状況の報告書の作成にあたっては、発注者と協議し、協議した内容も併せて報告すること。  ・報告書に基づき、表示数が提案した目標を下回る場合は、受注者の責任にお  いて、期間の延長及び他のコンテンツの活用など表示数が目標回数を上回る方  策を実施すること。  ・新たに制作した動画または静止画は、編集等の権利も含め府に帰属するものとする。  ・医師の選定に当たって、府と協議のうえ、決定すること。 |

④初期臨床研修における広域連携型プログラムのＰＲ企画等

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | |
| PR企画の内容 | ・広域連携型プログラムを志望する医学生を増加させるため、当該プログラムの魅力発信等に関するPR企画・運営等を行うこと。  （例）・病院への取材等によりプログラムの概要や特色の紹介する特集ページを作成のうえ、広報を実施　　など |
| 目標値 | 事業者提示数 |
| 事業評価指標 | ・閲覧数  ・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |
| 留意事項 | ・実施計画（スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。 |

⑤府地域医療支援センター事業の情報発信

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | |
| 広報の内容 | ・医学生や若手医師に広く興味・関心を持ってもらうため、民間事業者独自の  ノウハウやツールを活用し、より多くの医学生及び若手医師に展開ができる広  報を実施すること。 |
| 目標値 | 事業者提示数 |
| 事業評価指標 | ・閲覧数  ・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |
| 留意事項 | ・実施計画（スケジュール及び運営体制を含む）を作成し、府に提出すること。  ・広報中は概ね1か月毎に広告に係る進捗状況（閲覧数等）を報告すること。  なお、閲覧者の属性（年齢、地域、地域別、時間帯等）の分析数値等を報告すること。  ※実績や分析状況の報告書の作成にあたっては、発注者と協議し、協議した内容も併せて報告すること。  ・報告書に基づき、表示数が提案した目標を下回る場合は、受注者の責任にお  いて、期間の延長及び他のコンテンツの活用など表示数が目標回数を上回る方  策を実施すること。  ・新たに制作した動画または静止画は、編集等の権利も含め府に帰属するものとする。 |

⑥　自由提案

上記提案項目のほか、予定価格の範囲内で、医学生や若手医師が、府内医師不足地域の医療機

関や医師不足の診療科（産科・小児科・救急科等）への理解や関心を深める体験や、知識を得る

ことが期待される企画・運営の取組みについて提案すること。提案にあたっては実態に応じて調

整等のロジ業務、事業評価指標等についても提案に盛り込むこと。

（３）業務進行予定及び体制等の策定

（ア）計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。

（イ）スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を定めること。

（ウ）定期的（１か月に１回程度）に本業務の実施状況について記載した書面を発注者に報告し、発注者にその内容について、報告すること。

（エ）（ウ）の報告の際には、発注者の内容確認及び修正等の指示を受けること。

**８．委託業務の実施状況の報告**

受注者は契約締結後、定期的に委託業務の進捗状況を発注者に報告すること。各募集事項等終了日の翌日から２週間以内に実施状況を書面により発注者に報告すること。なお、発注者は、業務内容等について随時報告を求めることがあるため、協力すること。

（１）業務全体の報告書の提出

　　委託業務終了後、「業務全体の報告書」を作成し、令和８年４月15日（水曜日）までに提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

〇実施報告書

・A4サイズ及びUSBメモリー等に格納のこと

・実施報告書には以下のものを含めること

※業務に関して作成した全ての成果物

作成した広報物・映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。

※メディア誘致実績に係る報告書

掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWEB情報、SNS、テレビ等での放送動画について取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

なお、テレビ等で放送された動画については、電子データ（USBメモリー等）で提出すること。

※記録写真の撮影等

各募集事項等の様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。提供方法は、電子データにより納品することとし、業務終了後すみやかに提出すること。

※アンケートの実施と業務の効果検証

参加者等に効果測定が可視化できるアンケートを実施し、結果のとりまとめ及び分析をすること。また、アンケートの実施に当たっては、事前に発注者と調整すること。

※年間を通した広告実績にかかる書類

　　　　各広報場所での実績写真等、実施成果を漏れなく取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

　　　※全体を通して、目標を達成できたかと、達成できていなければ改善点を示すこと。

**９．その他(留意事項等)**

（１）誠実な対応

本委託業務の実施にあたっては、大阪府と十分に協議しながら進めること。また、大阪府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

（２）苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、大阪府と十分に協議を行うこと。

（３）法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、各会場となる施設の利用規則等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。また、法令の遵守のほか、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮等幅広い持続可能性の確保に向けた取組を推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけること。

（４）受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、大阪府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに大阪府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

（５）経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。

（６）第三者との連携

本事業の目的を遂行するために、大阪府の指定する他の事業者と連携する場合がある。その場合、本委託業務の実施中に、大阪府の指定する他の第三者（他の事業者を含む）と連携を求められた時は、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

（７）経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管（５年間）し、大阪府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

（８）目標値の設定

提案募集項目②～⑤の目標値については、広報手法を踏まえて事業者から提示することとし、事業者決定後、事業者と府で協議の上、決定すること。

（９）その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

**10．知的財産権等の取扱い**

（１）権利の帰属等

委託業務の成果物（成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）を含む。）に関する所有権及び著作権（昭和４５年法律第４８号）（著作権法第21条から第28条の権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。

本事業の受託者（受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。）は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

大阪府は、本自治体催事終了後も、本業務の成果物について、任意に加工・編集を行い、Webや印刷物を通じて、「第２　目的」に沿った使用を行えるものとする。

（２）第三者が有する権利等の取扱い

・イベント出演者等の調整は原則、受注者が行うものとする。

・委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、「（１）権利の帰属等」に記載する本自治体催事終了後の利用についても使用料等が生じないものとすること。

（３）権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、大阪府に損害（使用の差し止めを含む）が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

（４）委託業務の実施上の留意点

・業務の遂行にあたって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

・本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。

・再委託は原則、禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上、決定する。

（５）委託業務の実施状況の報告

・受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること（様式自由）。なお、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。諸経費の内訳についても、イベント等に最終報告にて発注者に報告すること。

・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果を書面で報告すること。

・発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

（６）書類の保存

・受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

（７）その他留意事項

・受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。

・受注者は、契約締結後14日以内に、業務実施計画書（業務スケジュール）（イベント等のPR計画を含むもの。）を発注者へ提出すること。

・受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。

・本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。

・受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。ＰＲに必要なノベルティを手配する際は、種類・数量等を大阪府と協議の上、決定する。

・本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、大阪府と協議すること。